

# をとめらが袖ふる山のみづ垣

賀 古 明

万葉集の歌に、

「みづ垣の」の語が用いられているのは、次の三例がある。

(1)をとめらが袖ふる山のみづ垣の 久しき時ゆ 思ひき われは

4・五〇一 人麻呂

(2)をとめらを袖ふる山のみづ垣の 久しき時ゆ 思ひけり われは

11・二四一五 人麻呂集

(3)みづ垣の久しき時ゆ 恋すれば わが帯ゆるぶ 朝夕ごとに

13・三二六二

右の三首の中、(1)(2)の歌は、類同歌（もしくは重出歌）である。この二首の歌の新古（前後関係）は、(1)が人麻呂作と記されていること、(2)が柿本朝臣人麻呂歌集出のものであることのみによつては判定できないことである。しかし、本論においては、その問題は、今さして重要な問題ではない。

本論としては、前記の三首に通じて用いられている「みづ垣の」の句が主対象であり、その用法の基本的意義の探究が主眼である。

この「みづ垣の」の句は「久しき（時ゆ）」を引き起す枕詞である。と説かれて来ていることに關するかぎりでは問題は無い。ただ、(1)(2)の歌では、「みづ垣」の語に、更に「をとめらが（を）袖ふる山」の句が修飾句としてついている故に、「……みづ垣の」までの上三句を、序詞として取りあつかっている。しかし、(3)の用例も

あり、基本的には「みづ垣の」が主体句であり、これのみを取りあげる場合は、当然、枕詞と称すべきであることは何らの支障もない。

この「みづ垣の」と「久しき（時ゆ）」との関連意は、「みづ垣」すなわち「瑞籬」神垣を古く尊いものとする一般的な信仰意識を基底とし、その遠く久しい昔から坐します神の座の神垣として所在した「久しき（時ゆ）」の意によつて連なり、「久しき時ゆ」以下の句を引き起しているものと解説されて来ている。(1)(2)の歌においては、この「みづ垣」の「古く尊い」意識の強調表現として、「振る山（布留山）」の句が置かれている。それは、日本神話の母にその古い起源伝承を持つ布都御魂大神―経津主神を祀る地の石上の布留山であり、その神垣―みづ垣としての古く尊いものとする意識によつて「振る山（布留山）」のみづ垣の関連句を強調の表現として用いるものである。布留山に対するこの印象意識は、また

石上 布留（振）の神杉 神びにし 恋をも われはさらにする  
かも 11・二四一七

石上 布留（振）の神杉 神びにし われやさらさら恋に逢ひにける  
10・一九二七

の二首の類同歌（重出歌か）にうかがわれるものである。なお、この上二句は、日本書紀の顯宗天皇の巻に、既に、

石上振之神楹 伐<sup>レ</sup>本截<sup>レ</sup>末、於<sup>三</sup>市辺宮治<sup>三</sup>天下、天万国万押磐  
尊

とあり、これを先驗句とするものであることは明らかであり、それ  
故にこそ、一層古き尊さを強調するものとして用いられていること  
を確認し得ることである。

しかし、「布留山のみづ垣」の句が、それが持つ「古き」の印象  
で「久しき」を引き起し、それを強調しているものであると見る見  
解までのみに留つては、この(1)(2)の歌に、この句が用いられよ発想  
の基底意識を明らかにし得ことはなし得ないと考えられる。

それは、この(1)(2)の歌、更に、(3)の歌も共に、すべて、その主情  
は恋情意であり、恋情意表現歌であり、特に、(1)(2)の歌において  
は、なお、「布留(振る)山」を引き起す句として「をとめらが袖  
振る(布留)」の句が用いられ、それが「振る」と「布留」との掛  
詞手法によつて、この歌の表現と発想との基底意識にあるものを更  
に見出すことが、この歌の正当な理解のために必要なことである。

勿論、「をとめらが袖振る(布留)山」の部分の表現のみに関し  
ては、それは、一応、布留山のとりに坐す神に奉仕して舞う神の  
巫の舞の姿を一つの印象素材としてのものであるということも可  
能である。それは、日本書紀の雄略天皇巻の伝承に習合して伝えら  
れている。

吳床坐の神のみ手もち弾く琴に 舞するをみな 常世にもがも

記・九七

また、琴歌譜の「短埴安扶理」の歌曲の歌詞として収められてお  
り、また、本朝月令(年中行事秘抄所引)に、「淨御原天皇」に関  
する「五節舞姫」の起源(伝承とされているものに附随しても伝えら  
れている、

をとめども をとめさびすと 唐玉を手本に纏きて をとめさび

すも

などに見られる、神への奉納の舞、更に、後に宮廷儀式の饗宴の歌  
として用いられるようになつて、歌謡の表わしているものと共通  
印象素材によるものとなし得る点があることはいうまでもない。

しかし、なお、この歌中の地名を引き起す序詞手法としての句が  
「をとめらが……………(地名)」

の形であり、このように掛詞手法によつて地名が引き起されている  
形式は、この(1)(2)の歌以外に、次の用法の七例①がある。

あをによし奈良山過ぎて ものふの宇治川渡り 未通女らに相  
坂山に 手向草絲取り置きて 我妹子に淡海の海の沖つ浪來寄る  
浜辺を くれぐれと独ぞわが来る 妹が目を欲り 13・三三三七  
処女らが麻笥に垂れたる積麻なす長門の浦に 朝なぎに満ち来る  
潮の 夕なぎに寄り来る波の その潮のいやますますに その浪  
のいやしくしくに吾妹子に恋ひつつ来れば 阿胡の海の荒磯の上  
に 浜菜つむ海人処女らが纏せる領布も光るがに 手に纏ける玉  
もゆららに 白粹の袖振る見えつ 相思ふらしも 13・三三二四三

反歌

阿胡の海の荒磯の上のさざれ浪 わが恋ふらくは息む時もなし

13・三三二四四

人の祖の未通女兒居ゑて守山辺から 朝な朝な通ひし公が来ねば

11・二三六〇 人麻呂集②

哀しも 未通女らがはなりの髪を木綿の山 雲なたなびき 家のあたり見

7・一二四四

む をとめらに行相の早稲を刈る時に成りにけらしも 芽子が花咲く

10・二一一七③

をとめらが續字繫くとふ鹿背の山 時し往ければ 京師となりぬ

6・一〇五六 福麻呂

琴・五

桃の花 紅色にほひたる面わのうちに 青柳の細き眉根を咲み  
 まがり 朝影見つつ をとめらが手に取り持てるまぞ鏡・上山に  
 木の暗の繁き籬辺を呼び響め 朝飛び渡り 夕月夜かそけき野辺  
 に はろばろに喧くほととぎす 立ち潜くと羽触に散らす藤浪の  
 花なつかしみ 引きよちて 袖に扱き入れつ 染まば染むとも  
 19・四一九二家 持

故に、このような序詞手法は、万葉人の間において、同好手法として好んで用いられたものと見得る。しかも、なお注意すべきことは、この序詞手法を用いている九例（本例歌(1)(2)を加えた例歌数）中、六例歌④は、明らかに、恋情意を主情とする恋情意表現歌中に用いられており、しかもその序詞内容が、その恋情意表現にかかわる内容であり、それ故に、それぞれの一首の主情である恋情意の表現の強調表現要素語句として用いられていると当然みなし得るものである。

(1)(2)の歌の上二句も当然この形式のものであり、この上二句によつて修飾限定され引き起されている「みづ垣」を含めての上三句が、この歌の主情意表現部である下二句の「久しき時ゆ 思ひきわれは」の恋情意表現と全くかわりなく、ただ、「久しき」を引き起す比喩語としての「みづ垣」、更にその「みづ垣」の語のみを修飾限定する語としての「布留山」、更にその「布留山」の語を掛詞手法を併せ用いて修飾限定する「をとめらの袖振る」の句を添えて構成されて、その「をとめらの袖振る（布留）山の水垣の」の句に見とられる「神座」縁起の持つ遠々しい古るぶるしさの印象のみによつて「久しき」の語のみが引き起されているとする見解は、この上三句が序詞形式として置かれていると見ても、なお、その句がこの一首の恋情意表現歌に用いられている発想基底意識まで到達し得ているものとはなし得ない。この上三句の所在は、下恋句の恋情意

表現に呼応する意義を含んで、むしろその強調要素句として用いられている発想基底意識があり、それ故にこそ、この上二句が、更に上三句が、この一首の中に用いられるに至っていると考えねばならないものがある。

このためには、まず、上記の如き、「遠々しく古るぶるしい布留の山のみづ垣」という神座縁起印象―これは恋情意表現とは全く何らかのかわりのないものである―による表現手法中の、そのための装飾部分または装飾語要素を取り除くことによつて、そこに含み持たれている発想意として恋情意表現性の本態を見出し得る可能性が存在する。

この装飾語要素の除去のための、手掛りとなるものは、この歌において、「振る」の語と掛けられている地名「ふる（布留）」の語であり、この「ふる」の語の使用態の性格の再検討が前提となる。

この「ふる」の語は、前記のとおり、遠く古い由来による神座縁起にかかわる地称「布留」とされている。しかし、万葉集歌中、その地名の表記と見られるものは、すべて、次のようになってい

すなわち、

未通女等之袖振山	4・五〇一
処女等乎袖振山	11・二四一五
石上振乃山有杉村乃	3・四二二
振山從直見渡	9・一七八八
石上袖振川	12・三〇一三
石上振里	9・一七八七
石上振之神杉	10・一九二七
石上振神杉	11・二四一七
石上振之早田	7・一三五三

石上振乃早田

9・一七六八

石上振之高橋

12・二九九七

石上振乃尊

6・一〇一九

石上零十方兩二

4・六六四

登能雲入雨零川之

12・三〇一一

古毛如此聞作哉偲兼此古河之

7・一一一一⑤

とあり、十五例中、十二例に「振」字の表記が用いられている。この「振」字は、残る三例の「零」の掛詞用法性、また「古」の縁語用法としての借訓用字の用法でなく、本来、その地名表記文字として用いられていたものであることは、既に先学の説に引用もされてある次の用例によつて立証されることである。

すなわち、履中紀の即位前記に

太子便居於石上振神宮

更に、顕宗紀の即位前記に

石上振之神櫓伐本載來於市辺宮治天下天万国万押磐尊

とあり、また、天平二年十二月廿日付の、「大和国正税帳」中の、

山辺郡の条に、

振神戸

とある。しかし、「布留」の表記は、天武紀の十三年十二月の条

の、賜姓の事の中に、

……布留連、五十氏賜姓曰宿称。

とあるのが、初出である。なお、これに対応する参考資料として、

新撰姓氏録の大和国皇別中の「布留宿称」の項中に、

大鷄鶴天皇御世遠(幸)倭賀布都努斯神社於石上御布瑠村高庭

之也。以市川臣為神主四世孫額田臣武藏臣。

齋明天皇御世、宗我蝦夷大臣号武藏曰物部首并神主首。因

茲失臣姓為物部首男正五位上日向。

天武天皇御世。依社地名改布留宿称姓。日向三世孫邑智等也。

がある。この「依社地名」る改姓の表記「布瑠」が、「社地名」の表記そのままが用いられているか、いかがかは、同項の前面に、「石上御布瑠村高庭」とあるとしても、この新撰姓氏録の成立期から見て、確定し得ない点がある。同じく姓氏録中に「掃守」族の祖神として、

振魂命

の表記が七ヶ所見られる。一方に、「八木造」の祖神として、

布留多摩乃命

の表記がある。この二神名を、同神の名と見得るか否かは確証を得られないものであるが、少くともこの二神名は、同訓読の名の異字表記と見得るものである。それは、すなわち、前者は、借訓表記であり、後者が借音表記であるの相違にすぎない。なお、傍証として取りあげ得るにすぎないとしても、先代旧事本紀の、神代系紀に、

振魂尊

の表記があり、その次に、

尼前玉命掃部運等祖

とあつて、姓氏録の「振魂命」と同神名であるが、この神は、記紀に所伝がない。なお、旧事紀の神皇本紀の顕宗天皇の項には、前記引用の顕宗紀の押磐尊の名の讃詞において、日本書紀の本文をそのままに所収して「石上振之神櫓……」とあり、更に、帝皇本紀の継体天皇の項に、継体天皇の御母につき、

母曰振媛

とあり、この部分も、日本書紀本文のままの所収である。このほかに、なお、国造本紀の山城国造について

樞原朝御世阿多振命為山代国造

とある。この「振媛」「阿多振命」の「振」字は「フル」「フリ」のいずれに訓むものかは不確であるとしても、借訓表記である場合「振」字の用いられる傍証となるものである。旧事本紀には、この他、人名、神名、地名として「布留(瑠)」の表記によるものは全くない。強いて、「布留(瑠)」の表記を求めらば「布瑠部」がある。この語を含む部分である、天神本紀中の、「天璽瑞宝十種」に関する所伝、

天神御祖教詔曰若有痛歎者令茲十宝謂一二三四五六七八九十一 而布瑠部由良由良止布瑠部如此為之者死人反生矣是則所謂布瑠之言本矣

であり、この「布瑠部」は、動詞「振ふ」の命令形、借音表記であり、「布瑠之言」の「布瑠」もその語幹の名詞法化されたものであつて、本来は「振」字表記であるべきものであろう。石上神宮の主祭神「布都御魂大神」に配祀されている「布留御魂神」は、前記の「天璽宝十種」の神威を尊び相殿奉祀したものと、石上神宮の縁起には記されている。しかし、この「天璽瑞宝十種」の伝承も、「布留御魂神」の名も、記紀には全く伝えられていないものである。これは、物部氏の祖先神伝承として、物部氏のみが伝えられた伝承をもととするものと旧事本紀の性格上から見られているものである。すなわち、「布留御魂神」は、物部氏の職掌の一つの起源伝承として語りあげられた呪術起源伝承中の「布瑠部」の語をもとにして、考えられ、思想的に生み出された神であり、前記の神代系紀に記されている「振魂尊」は、「布留御魂神」の神格を、大和氏族の祖先神に列するものとして、誇示するために、神代系紀の、

七代天神伊弉諾伊弉册尊并八代天神並天降之神也  
に入れて記し成したものであると見得、「振魂尊」は「布留御魂神」と同神であり、特に旧事本紀第一巻としての神代系紀は、物部氏氏

文の公文としての記載用字として「振魂尊」を記しているものとみなし得る。

以上の考察は、地名「ふる」は「振」字が用いらたるのが本態の用法であり、「布留(瑠)」は主として族名に、その職掌起源伝承の印象を添えて用いられている借音表記のものとみなし得る。

ここに、万葉集において、地名「ふる」の表記として「振」字が用いられていることは、当時としての正式の地名表記をそのまま用いているものであることが確認し得るのである。

一方、万葉集において、動詞「ふる」の語は、「振る」「古る」「降る」「経る」「触る」の意義用途があり、その間に、特に、借訓用字の用法に大略の相違の性格が見られる。次に、その分類表をまず提示することとする。

古ル				振ル		フ ル	フ ラ	フ リ	フ レ
布流	故	舊	古 布留 1 20	布流	振				
3	6	6		3	5	5	28		
				布良	5				
	振	故	舊	古	布理	振			
	1	4	3	8	布利	2	1		
					布禮				
3	1	10	9	28		29	52		

經ル			經ル			降ル							
		觸	布流		經	不流	敷流	布流	落	降	零 (布留 2) 49		
		2	1		6	1	2	12	16	2			
	經	觸						布良	落	降	零		
	1	1						3	8	1	21		
	布理	觸				敷理	布里	布理	被	落	降	零	
	1	11				2	11	2	3	1	15	1	70
	敷禮	布禮	經	觸	歴	經		敷禮	布禮	落	降	零	
	1	2	2	8	1	3		1	4	5	1	9	
	4	3	22	1	1	9	41		1	44	5	149	

〔注〕「(布留)」と記したのは、地名「ふる(振―布留)」に掛けて用いられていると認められている用例数を注記したものである。

右の表によつて、借音文字表記以外は、一見明らかに、各語意に關して、その本来意を表わす字が、その有意表記文字としてもつても多用され、そのほかに、同訓利用の掛詞用法による転用字(「古

	フレ	フリ				フラ		フル			
		布禮	布利	布里	布理	振	布良	振	布流		
32	1	3			4	4	5	2	13	袖	A
1									1	手	B
8		5		1	1	1				比礼	C
1								1		カシ	D
4								4		波	E
1								1		振マヒ	F
34		2	8	1	23					接頭語	G
(52)					28		5		19		
81(29)	1	10	8	2		5		3			

ル」の「振」、「降ル」の「被」、「觸ル」の「經」はきわめてわずかである。

したがつて、「振」字五十三例中、「古リ」の意の表記に用いられている「振」の一例を除いては、すべて、動詞「振る」の各活用形を表記する用字として用いられていることが確認される。しかも、更に、借音文字表記をも加えて、「振る」意の表記に用いられている用語を、その「振る」動作の対象物によつて分類すると次の表の結果が見られる。

右の中、「袖」「手」「比礼」は、同類性格の対象物であり、その合計四十一例は、総数の約二分の一である。なお、接頭語用法のものを除けば、合計四十七例中の大部分を占めることになり、その中、「袖」はとび離れて多く、主体態であることが明らかである。その「袖」に関する場合のみで、その用例三十二例中、「振」字は二十二例で、最多数であり、「袖ふる」の表記は当然「袖振」を代表的表記とみなし得るのである。

ここに本例歌(1)(2)が「をとめらが……(地名)」の発想表現型によつてその類型表現範疇内でうたい出されているものであり、それが「をとめらが(を)袖振る」の発想表現を起し、その末句の「振(る)」の表記から地名「振(―布留)」を連想し、更にそこから「布留山」の神垣―「みづ垣」が連想起されて、「布留山のみづ垣」の句の負う歴史伝承性の「古るさ」の印象を比喻として「久しき」の語が引き起されたと一応見得る点もある。

ただ、なお「をとめらが」から発想表現されている「袖振る」の句は、その類同句が、万葉歌中に多く用いられており、本例歌二例を加えて三十二例が見られる。この中、「袖」を「振る」主格によつて分けること

「男の袖振る」 十七例⑥

「女の袖振る」 十一例⑦

「男女が袖振る」 一例⑧

「男女不詳」 三例⑨

となり、更に、右の中、「袖振る」動作の表現が、恋情意表現と全くかかわりのないのは、水の江の「浦島の子を詠める一首」(9・一七三九)中の一例のみである。

ここに、序詞とよばれる「をとめらが(を)袖振る山のみづ垣」の句中、この一首の下二句の主情意表現部の恋情意表現に呼応

し、それを直接に強調する部分は「をとめらが(を)袖振る」の部分であると見られることになる。しかるに、序詞と称せられるものが、その一首の主情意表現部に、直接呼応し、強調する部分は、その序詞の末句または末語が主体語句となつてゐるのが基本態の大部分あるいはすべてと見られる。すなわち序詞部の構成は、その末句または末語を序詞中の表現の主体語句として置かれており、その主体語句の前に置かれてゐる語句は、その主体語句についての広義の修飾語句と見るべきものであるのが用法本態である。

この見解に立脚する時、序詞中の主体語が「みづ垣」であることを指示し得ることとなる。この「みづ垣」語を、万葉集歌中において、主体的に多用されている、万葉語としての「垣」類語の範疇内の意義・用法を負う語⑩として用いられているとすれば、その「垣」語が万葉語としての特定用法の性格である恋情意の表現意において、下二句の恋情意の表現意に呼応し、これを強調するものとして用いられている用法性格を略々認め得ることとなる。

ただ、なお、この「垣」語が万葉語としての性格において、「久しき」以下の二句を引き起す恋情意関連性、特に、その中の「久しき」の語を直接に引き越している要素が、この二首(1)(2)の上三句中に含まれていることを確認し、本立証をより確かにする必要がある。

それは、序詞中の主体語「垣」語の直接の修飾要素語句として置かれてゐる「ふる(布留)山のみづ」の部分である。これを更に焦点をせばれば、「ふる」の語が、前記のように、「振る」と地名「ふる(振―布留)」とに掛けられているのに併せて、更に、その「ふる」の語に前記の「ふる」分類表中にも記した如く「古る」意が掛けられている用法性格が認められることである。この中、地名「ふ

る(布留)「を」古る」に掛けて用いる用法は、むしろ古今集以後の用法態においては、專一的に比較的多く見出されることである。それは、明らかに、古い神座縁起の地「振―布留」の「古るさ」の印象を素材として用いられているものであり、今、ここにその代表例としての古今集中の例歌をあげると、

ならのいそのかみ寺にて郭公のなぐをよめる 素性

いその神ふるきみやこのほととぎす こそ昔なりけれ 一四四・夏

題しらず 貫之

石上ふるのなかみち なかなかにみずば恋しと思はましやは 六七九・恋四

いそのかみなみまつが宮づかへもせて石上といふ所にこもり侍りけるを にはかにかうぶり賜はれりければ よるこびいひつ

かはすとて よみてつかはしける ふるのいまみち

日の光 やぶしわかねば いその神ふりにしさとに花もさきけ 八七〇・雑上

り 読んしらず

題しらず 八八六・雑上

いその神ふるからをのものとかしは もとの心はわすられなくに 読んしらず

題しらず 一〇二二・雑体

いその神ふりにし恋のかみさびてたたるに我はいぞねかねつる

がある。しかし、万葉集歌中には、このように「(石上)ふる」を古

る」に掛ける掛詞用法が、この古今集中の用例のような用法として

用いられていると直接に見得る用例はなく、地名「石上振」として

のみの用法八例、地名「振」のみの一例のほか、掛詞用法のもの

としては、本例歌の「袖振山」の二例、「石上袖振川」(12・三〇

一三)一例及び「石上零十方雨二」(4・六六四)・「登能雲入雨零川之」(12・三〇一二)の各一例が主態となつてゐる。ただ、次の一例のみが、「古(る)」と地名「ふる(布留―振)」とを掛けて用いていると解されているものである。

古毛 かく聞きつつや惚びけむ 此古河之清き瀬の音を 7・一一一

しかし、この歌の場合は、実は、掛詞用法ではなく、強いてい

ば、第一句の「古」字との同用字による「古河」としての縁語用法

である。しかし、「古河」は「古い河」としての普通名詞と見るこ

とも可能であり、この一首のみを取りあげれば、この「古河」を

「布留(振)川」とすることは必ずしも直ちにはできないことであ

る。ただ、この一首が収められているのは、巻七の「詠河」の部類

であり、その所収「河」名は、

(1) 「卷向之病足之川」 (一一〇〇)

(1) 「卷向之川」 (一一〇一)

(2) 「御笠山之帯余為流細谷川」 (一一〇二)

(3) 「三芳野之大川」 (一一〇三)

(3) 「三芳野河」 (一一〇四)

(3) 「吉野川」 (一一〇五)

(4) 「川豆鳴清川」(吉野川か) (一一〇六)

(5) 「泊瀬川」 (一一〇七)

(5) 「泊瀬川」 (一一〇八)

(6) 「檢隅川」 (一一〇九)

(7) 「……此水之湍」(不明) (一一一〇)

(8) 「古河」 (一一一一)

(9) 「率去河」 (一一一二)

(10) 「此小川」(不明) (一一一三)

(四) 「結八川」 (所在不明) (一一一四)

(四) 「結八川」 (所在不明) (一一一五)

であり、「河」名不詳の三例(4)、(7)、(10)、所在地不詳の二例(同河名)、及び、本問題の「古河」を除いた「河」名はすべて大和平野内を流れる川のみである故に、「古河」も当然、その大和平野内の川と見れば、それが「布留(振)川」とみなすことは十分に可能である。なおこのことの立証を用字法上から更に確かにする資料が、幸にして一例、万葉集中に見出される。その用例は、

現にも 夢にも吾は思はざりき 振有公爾 ここに会はむとは

11・二六〇一

の第四句であり、この訓読は、

「フルヤルキミニ」 (嘉)

「フリニシキミニ」 (細)

「フリタルキミニ」 (細) 左側記V・神・西・温・矢・京

があり、最後の訓が、その後は今日まで行われており、この訓法には、これ以外に訓法の変動はあるべきものとは考えられない。

ただ、「振」字を「フリ」と訓み、「古(舊)」の意に用いているのは、万葉集中これが、唯一例である。(前記の「フル」の語意分類表参照)しかし、唯一例であるとはいえず、この借訓用字は決して不当のものではない。ここに、この「振」字の訓読用法に、「振」「古(舊)」の用字意識が見られることは、「振」―「古」として、「振(布留)川」―「古河」の立証として有効なものである。この「振」字表記に「古」意の含有(もしくは併有)される語意意識は、実は、

石上振乃神杉 神備西 吾八更々恋余相余家留 10・一九二七

石上振神杉 神成 恋我 更無鴨 11・二四一六

の上三句中に、「神杉」―「神備(神成)」の単なる同音同語利用

の表現手法より前に、「振(布留)の神杉」と共に「古(古ルイ)神杉」の語意意識がうかがい得、それ故にこそ「神備西」「神成」の実感が強調されているものと見得る点にも関連を持つ。更に、

石上振之早田乎 雖不秀 繩谷延与 守乍将居 7・一三五三

石上振乃早田乃 穂余波不出 心中余恋流比日 9・一七六八

の上三句においても、「振(布留)の早田」と共に、「古(古ルイ)早田」の語意意識のうかがい得る用法である故に、「雖不秀」の意が強調され得、それ故にこそ「繩谷延与」↓「守乍将居」の発想が表わし出され得ていると見得、後の歌の場合も、同様に、「古の早田」の故にこそ「穂余波不出」の比喩が生き、下二句の恋情意表現が強調され得ていると見得るのである。

この考察線は、更に

石上振乃山有杉村乃 思過倍吉 君余有名国

3・四二二・挽歌四二〇の反歌

の歌において、「杉村乃」の「スギ」と「思過」の「スグ」とが同音利用の手法のものであるとしても、それは単なる表現手法のみにすぎず、意義関連としては、やはり「振の山なる杉村」には「古の山なる杉村」の句意意識があり、その「古るさ」の故にこそ、「思ひ過ぐ」の句が引き起され得るのである。更に、この一首としては、それを連体修飾句とする「思ひ過ぐべき君」を対象句とする、第五句中の「(に)あらなくに」の否定表現は、その連体修飾句「思ひ過ぐ」の意を否定することによつて、相手に対する親情意(この歌の場合は、挽歌における追悼心情としての親情意)を強調表現し得ているものと見得るものである。

特に、この歌の「振乃山」に含有(もしくは併有)して用いられている「振↓古」の語意意識は、本例歌(1)(2)の「袖振山」の「振山」に「古山」、更に「振」に「古」の語意意識の含有(もし

くは併有)する用法性格を認知させるものである。

ここに、一首の主情意が、恋情意の表現である、本例歌(1)(2)の上三句は、それが、下二句の主情表現部の「久しき」の語を引き起すために、序詞として置かれているのみのものでなく、それと共にというよりは、むしろ、そのような表現技巧としてのみの関連以前に、この一首の発想基底において、既に、下二句の恋情意に呼応し、その恋情意表現を強調する要素句として上三句に置かれている「をとめらが(を)袖振る山のみづ垣」の句の発想意を見出すためには、上記の「袖振る」「振」「垣」「垣」の、万葉集歌における特定の用語意識に関する検討の結果は、この上三句が、その発想において、次の意義のものであつたことを抽出し得るための確かな手掛となり得るものである。すなわち、その発想意は、

をとめらが袖振る——古垣の(久しき時ゆ 思ひき 吾は)と見得るものである。

ここに抽出した発想意の中の、「古る——垣」「古垣」の「垣」の語は、この一首が、恋情意を主情意とする表現歌として歌い出されている中に用いられていることから、この「垣」語も、前述した、万葉語としての「垣」類語の特定の意義・用法の範疇内のものとして用いられているものとみなすことは十分可能なことである。すなわち、この「垣」の語も「忍ぶ恋の場」を表わす特定意を負う語として、この歌の発想意の中に用いられているものであると見得るのである。しかも、更に、これが「古る——垣」として抽出され得た、その「古る垣」の語は、この歌(1)が人麻呂作の歌として所収されているものである、その作歌時期範疇内の語意識としては、これは、単なる「古る垣」ではなく、実は、「古り(にし)垣」の意義を意識して用いられている語句であると見るべきものであると考えられる。このことは、かつて先に、小論「葦垣の古りに

し里」⑩において、その「古りにし里」の語句の、万葉語としての特定性について論及した考察・立証を、全く同様に及ぼし、適用することによつて、当然、見出されて来ることである。すなわち、「古りにし里」が「(男の訪れ)古りにし里」であり、「訪れ馴れ(古るし)た里」の意によつて、「妹の里」を表わす特定の情意語であつたと立証したことで、全く同等に、「古り(にし)垣」は、また、単なる「古る垣」の意のみではなく、「古り(にし)垣」は、「(男の訪れ)古りにし垣」であり、訪れ馴れ(古るした)垣」の意によつて、「妹の(家の)垣」を表わす特定の語意意識のものであると認め得るものである。この故にこそ率直に「をとめらが袖振る」という恋情意表現性の句が「古り(にし)垣」に対して、連体修飾句として、その発想においてうたい出されて得ているのである、更に、その「(訪れ)古り(にし)垣」の句に含有される時間的(年月的)長さの詠嘆感の印象がおのずから直接に「久しき時ゆ」という詠嘆性を持つ、時間的(年月的)表現句として流れ出て来ているものであり、その時間的(年月的)長さの詠嘆性が、「思ひき、われは」の倒置表現によつて赤裸々に暗示され、その主情として恋情意表現が、きわめて強い心情表現となり得るのである。

したがつて、このような発想意の、その表現技巧の裝飾化の最後に、歌の表皮に整え残されている「(袖)振(布留)山のみづ垣」の部分、前記のとおり、「袖振る」の「振」字と地名「振」との同字同訓を拠点として、表現技巧の強調裝飾としてのみ用いられているものであり、それは、更に、「古り(にし)里」の「古」と「振(布留)」との同訓関連による転意用法の路線からの連想による「振(布留)山」、更に「振(布留)山」からの連想による「みづ垣」として構成され表はされた「振(布留)山のみづ垣」の句の持つ、遠く古い歴史伝承にかかわる神座への印象を、「久しき」の

最高位の比喩表現手法としてののみ、最終的に採りあげた技巧表現としての装飾句とみなし得るものである。

なお、このように神事に関する「品物」である「みづ垣」「神垣」を、最高位の比喩対象とする比喩表現手法が、古代人の思考内に存するものであったことは、今更、多くの解説の要もないことであろう。しかも、それが恋情の強さを特に強調表現する場合、歌に用いられている用例は、他にも見出し得ることである。例えば、万葉集中に

ちはやぶる神のい垣も越えぬべし 今はわが名の惜しけくもなし

11・二六六三

の歌がある、この「い(斎)垣」は人として越ゆべからざる神聖な神垣として、それは信仰上からしても、一般的な葦垣・竹垣・柴垣などのような垣類とはくらべものにもならない、もつとも神聖なものと考え取りあつかわれているものである。しかるに、そのようなもつとも神聖な神垣をも飛び越すようなことも意とさえもしないほどの恋情意、その恋慕心情の強烈さの強調表現における比較比喩の対象物として、もつとも神聖なものと考えている「神垣」類の語「い垣」を用いていることは、本例歌において「みづ垣」の語を最終の最高位比喩表現語として用いるに至っている用語意識と同態のものである。

また、琴歌譜の「菫都歌」

みもろに築くや 玉垣 築きあます 誰にかもよらむ 神の宮人

琴・一

の上三句が、また同義同態の比喩表現法を用いている恋情表現歌であることも、また、その立証の一つであり得る。⑩

なお、(3)の歌は、その第一・第二句がみづ垣の 久しき時ゆと歌い出されており、(1)(2)の歌のように「をとめらが袖振る山の」

の修飾句が全く用いられていない。しかし、(3)の歌の第一句「みづ垣」の用語意識には、(1)(2)の歌の場合と全く同義同態の用法意識が存することは、あえてここに論ずるまでもないことである。故に、(3)の歌の「みづ垣の」の理解は、(1)(2)の歌の検討考察・立証に包まれるものであり、これについての論述・立証を重ねるの要のないことはいうまでもないことである。

以上、本例歌における用語の使用意識の発想の曲折を通して、本論として、最後に、要約抽出し再言しておくべきことは、本例歌中の「垣」語が、その発想基底においては、万葉語としての「垣」類語の性格範疇内の意義・用法の性格のものとして用いられているものと認め得ること、更に、それが表現面においては、「みづ垣」――「神垣」類語の表現によつて、最高位比喩表現手法のための語として用いられるに至っている表現手法の、恋情意表現の強調手法として用いられている特性が見られることである。

なお、本小論は、万葉集歌中に、用いられている、「垣」類語、約四十余例の、その大部分が「万葉語」としての「情意(表現)語」と称し得る、特定の意義・用法において用いられているものであること、その性格の確認のための、一連の考究の一片である故に、なお、このほかの「垣」類語に関する既発表の小論を御参照願えれば甚だ幸である。なお、御高教・御批判を賜わり得れば、また幸である。

注

① 「をとめら……」の形式の序詞の用例として、なお、次の二例がある。

をとめらが珠匣なる玉櫛の神しけむも 妹に逢はずあれば

11・五二二 藤原麻呂

をとめらが續麻の絡梁打麻懸け うむ時無しに恋ひわたるかも

12・二九九〇

ただし、この二例は、地名にかかる用例でない故に、本例から除いた。しかし、この序詞形式の用例として共に注意すべきものもある。

② 「守山」は

三諸は 人の守る山(人之守山) 本辺は馬酔木花開き 末辺は  
椿花開く うらぐはし山ぞ 泣く児守る山(泣児守山)

13・三三二二

大王の界ひたまふと山守居(山守居) 守るといふ山(守云山) に入らずは止まし

6・六九〇

の用例からしても個有名詞としての地名ではない。しかし「人の守る」「泣く児守る山」の場合の「守る山」は、その掛詞用法の性格からして明らかに「三諸」山に対する親称地名として用いられている別称地名と見得る。したがって「人の親の未通女兒居ゑて守山」も同用法意のものとして親称の別称地名性の地名として取りあげた。

③ 「行相」は一応地名として取りあげた。これを「をとめら……」

の形式の序詞が主として地名を引き起す性質のものとして用いられている同例によつた。しかし、なお、地名にかからない二例があり、「行相」地名説もなお考究の余地があることはいうまでもない。なお、今日まで、「夏と秋と行き合う頃みの早稲」の意とする説(イ)、「行き合う所の意で、道路・往還」とする説(ロ)及び地名(所在不明)とする説(ハ)とが行われて来ている。ただいずれの説にも決定資料がない。しかし。(イ)説は一応合理的に思われるが、その語の立証は全くない。(ロ)説には、4・四六、12・二九四六、9・一七五二などの立証例はあるが、「道

路(往還)の早稲」の句意はなお不熟である。(ハ)説の場合、

橋を守部の里の門田早稲 苜苜の時過ぎぬ 来じとすらしも

10・二二五一

鳩鳥の葛飾早稲を饜すとも その愛しきを外に立てめやも

14・三三八六

石上 布留の早田を 秀でずとも 縄だに延へよ 守りつつ居らむ

7・一三五三

石上 布留の早田の穂には出でず 心のうちに恋ふる この頃

9・一七六八・抜気大首

の用例と共に「早稲」三例「早田」二例があり、一応本例を除いて、すべて、地名、すなわち、早稲が出る早田として人に知られた地の名と考えられる地名(葛飾は地域位置からもつとも相当な地である。布留は早田地としての他の確証はなく、守部の里は所在不用である。しかしいずれもこのように歌中句として用いられていることは、三地とも早稲の早田であつたことの事実もしくは印象によるものと見るべきと考える)である。故に、「行相の早稲」も同態表現による同様のものとし、「行相」を地名と見るのもつとも妥当であると考えることによつた。ただし所在不詳。

④ 九例中から除いた三例は、列挙した歌例中の、後部の三首(10

・二一一七、6・一〇五六、19・四一九二)である。この三首は、直ちに恋情表現歌とはいい得ない。しかし、この三首は明らかに万葉集の後期の家持国歌内の歌である。この家持国歌類には、恋情表現歌でない歌の場合も、その中に、その表現手法として、恋情表現手法を、その強調・修飾手法として用いる傾向が多く、家持国歌類中の一特殊歌風ともなつてゐる。したがつてこの三首は、一首として恋情表現歌そのものでないとしても、何の中に、恋情表現手法の語句が用いられていると見ることは何

ら不当な見解でもなく、同類句の考察によつて、この三例中のもも、その部分語句のみは恋情意表現手法を借用し、転意・転位して強調・修飾手法としたものと認め得る。このことによつて、上記の用例とした。なお、巻十の二一一七の歌を、家持園歌内のものとしたことは、主として、その第五句の表現「芽子が花咲く」の「はぎ」を用いている作家時代性によつた。これについては、森淳司氏の「人麻呂歌集の景物について——巻十所出歌を考察の対象として——」（「語文」昭和三五、五、五、日本大学国文学会刊）の詳細な調査結果によつた。

⑤ 卷七の一——の歌の「古河」を「布留川」とすることは、在来多く「布留川であろう」とするにとどまつている。これについては、なお立証を確かにする必要がある。しかし、これについては本論の後部において、論及すべき問題があり、そこにおいて論述・立証をする。ここでは通説の推定説のまま、一応列挙した。

⑥ 1・二〇、2・一三二、一三四、一三九、二〇七、7・一〇八、五、9・一七四〇、11・二四九三、二六〇九、14・三三八九、三四〇二、15・三七二五、16・三八六〇、三八六四、18・四〇五五、20・四三七九、四四二二。

なお、18・四〇五五は「掾久米朝臣広繩の館に、田辺史福麻呂を饗する宴の歌四首」の詞書中に収められている家持の歌であり、「男対男」の贈答歌である。しかし家持園歌には、「男対女」の恋情意表現を「男対男」の親情意表現に借用し転意・転位して用いる歌風が多用され、盛行している一つの特殊歌風が見られる。この歌も、その範疇に入る歌として、一首の基本態度としては、恋情意表現手法歌と見得るものである。この見地から見る時、この歌の「袖振る」の主題は男性と見得る故に、この用例となる。

⑦ 3・三七六、4・五〇一、5・八〇四六・九六五、九六六、10・二〇〇九、11・二四一五、12・三〇一三、三一八四、三二二二  
13・三二四三。

⑧ 18・四一二五。

⑨ 8・一五二五、11・二四八五、14・三三七六。

⑩ 「万葉語としての『垣』類語」の意義・用法については、既発の小論においてしばしば論述・立証していることであり、今、ここに重ねて詳論の余地もないので左記の小論を参照願、ただ、その結論のみをここに簡明に附記する。「万葉語」とは、万葉歌人の世界において、主体的に多用されており、その後代においては、その意義・用法が、形式的類型による継承使用にすぎないものとなつている語句を称するのである。ただこの中、用言及び副詞類については既に古くから指摘されているのであるが、なお、体言中にも存することについては殆ど問題にされて来ていなかつた。この立証のために、既発表の小論においては、万葉集歌中の約四十例の「垣」類語について検討し、それが、「忍ぶ恋の場」を表わすものという特定の意義・用法において、万葉集歌に主体的に多用されていることについて論述・立証し、更に、その特定の性格を發想・表現の基底として、その意義・用法において用いられている推移用法と称し得るものもあることも述べて来た。すなわち、万葉集歌中の「垣」類語は、上記の意において恋情意表現のための表現要素語として用いられる特定の意義・用法を負う語として、万葉歌人の間において主体的に多用されていた「情意（表現）語」であると認め得る語である。なお、上記の特定性格の「万葉語」としての体言語句が、なお他に存することは当然であり、これについても既発表論文中に触れたものもあり、参照を願えば幸である。

「葦垣」考 (和歌文学研究) 第3号 昭和32・4

「葦垣の思ひ乱れて」 (「万葉」 第27号 昭和32・4

「葦垣の外に 一家持・池主」 (「万葉集研究」 第3号 昭和33・5

「鶉鳴くふりにし里ゆ」 (「国学院雑誌」 第59卷 第10・11号 昭和33・11

「葦垣の古りにし里」 (「国学院雑誌」 第61卷 第1・2号 昭和34・2

「垣ほなす人」 (「万葉集研究」 第5号 昭和35・7

「垣越ゆる犬呼び として」 (「解釈」 65号 昭和35・9

「安良我伎麻由美」新考 (「美夫君志」 第2号 昭和35・9

「万葉語例言」 (武蔵野文学 6・ 昭和36・2

「情意語の性格について」 (武蔵野文学 6・ 昭和36・2

「唱歌譜の「京都歌」の歌意性格の詳説については小論「京都歌」 (「日本文学論究」第十七号 国学院大学国語国文学会 昭和三十四年三月刊) を参照願いたい。

上代文学 第十号 目次

武田祐吉博士追悼号

人麿歌集の研究 森本治吉

唱歌譜の「歌返」の歌 賀古明

人麿歌集と人麿作品 若浜汐子

—その植物について—

六 朝 風 中西進

—旅人と憶良—

東歌・防人歌の色彩 伊原昭

■ 思い出 ■ 佐佐木治綱

武田博士を偲びて 久松潜一

武田博士を偲ぶ 森本治吉

よしなし言 中塩清臣

武田祐吉博士の「歌集」

—私淑言—

千代田区西神田二の二九

上代文学会